14　福祉・介護職員処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。15において同じ。）が、利用者に対し、指定生活介護等又は基準該当生活介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　１から13までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の28に相当する単位数）

ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　イにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　イにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

15　福祉・介護職員処遇改善特別加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所が、利用者に対し、指定生活介護等又は基準該当生活介護を行った場合に、１から13までにより算定した単位数の1000分の６に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の９に相当する単位数）を所定単位数に加算する。ただし、14の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。

別別表第７を削る。

別表第８の１のイの⑴の㈠中「890単位」を「882単位」に改め、同⑴の㈡中「757単位」を「750単位」に改め、同⑴の㈢中「624単位」を「619単位」に改め、同⑴の㈣中「562単位」を「557単位」に改め、同⑴の㈤中「490単位」を「486単位」に改め、同イの⑵の㈠中「581単位」を「576単位」に改め、同⑵の㈡中「509単位」を「504単位」に改め、同⑵の㈢中「307単位」を「304単位」に改め、同⑵の㈣中「231単位」を「229単位」に改め、同⑵の㈤中「166単位」を「164単位」に改め、同イの⑶の㈠中「757単位」を「750単位」に改め、同⑶の㈡中「593単位」を「588単位」に改め、同⑶の㈢中「490単位」を「486単位」に改め、同イの⑷の㈠中「509単位」を「504単位」に改め、同⑷の㈡中「269単位」を「266単位」に改め、同⑷の㈢中「166単位」を「164単位」に改め、同ロの⑴の㈡中「2,600単位」を「2,579単位」に改め、同ロの⑵中「2,400単位」を「2,380単位」に改め、同ロの⑶の㈡中「1,400単位」を「1,388単位」に改め、同ロのくの㈡中「2,480単位」を「2,460単位」に改め、同くの⑵中「2,270単位」を「2,251単位」に改め、同くの⑶中「1,300単位」を「1,289単位」に改め、同ロのヘに次のように加える。

⑷　医療型特定短期入所サービス費(Ⅳ)　1,719単位

⑸　医療型特定短期入所サービス費(Ⅴ)　1,587単位

⑹　医療型特定短期入所サービス費(Ⅵ)　925単位

別表第８の１のヲの㈡中「757単位」を「750単位」に改め、同ヲの⑵中「231単位」を「229単位」に改め、同１の注１中「第８」を「以下この第７」に改め、同１の注２中「第12」を「第11」に、「第13」を「第12」に、「第14」を「第13」に、「第15」を「第14」に、「、第16」を「又は第15」に改め、「又は通所による旧法施設支援」を削り、同１の注４中「指定児童デイサービス」を「指定通所支援」に改め、「又は児童福祉施設に通所した日」を削り、同１の注14中「障害福祉サービス」の下に「又は指定通所支援若しくは指定入所支援」を加え、「若しくは旧法施設支援を受けている間又は児童福祉施設に入所（通所による入所を含む。）している間」を削り、「⑵又は⑷」を「⑵若しくは⑷又はハの⑷、⑸若しくは⑹」に改め、同注14を同１の注17とし、同１の注13を同１の注16とし、同１の注12中「基準該当児童デイサービス」を「基準該当通所支援（児童福祉法第21条の５の４第１項第２号に規定する基準該当通所支援をいう。）」に改め、同注12を同１の注15とし、同１の注11を同１の注14とし、同１の注10の次に次のように加える。

11　ハ⑷については、指定生活介護等、第11の１の注１に規定する指定自立訓練（機能訓練）等、第12の１の注１に規定する指定自立訓練（生活訓練）等、第13の１の注１に規定する指定就労移行支援等、第14の１の注１に規定する指定就労継続支援Ａ型等、第15の１の注１に規定する指定就労継続支援Ｂ型等又は指定通所支援を利用した日において、第５の１の注１の⑴若しくは⑵に規定する利用者又は重症心身障害児に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た医療機関である指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、１日につき所定単位数を算定する。

12　ハ⑸については、指定生活介護等、第11の１の注１に規定する指定自立訓練（機能訓練）等、第12の１の注１に規定する指定自立訓練（生活訓練）等、第13の１の注１に規定する指定就労移行支援等、第14の１の注１に規定する指定就労継続支援Ａ型等、第15の１の注１に規定する指定就労継続支援Ｂ型等又は指定通所支援を利用した日において、第５の１の注１の⑴若しくは⑵に規定する利用者又は重症心身障害児に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た医療機関である指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、１日につき所定単位数を算定する。

13　ハ⑹については、指定生活介護等、第11の１の注１に規定する指定自立訓練（機能訓練）等、第12の１の注１に規定する指定自立訓練（生活訓練）等、第13の１の注１に規定する指定就労移行支援等、第14の１の注１に規定する指定就労継続支援Ａ型等、第15の１の注１に規定する指定就労継続支援Ｂ型等又は指定通所支援を利用した日において、区分１又は障害児程度区分１以上に該当し、かつ、別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた遷延性意識障害者等若しくはこれに準ずる障害者等又は区分１若しくは障害児程度区分１以上に該当し、かつ、医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された利用者に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た医療機関である指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、１日につき所定単位数を算定する。

別表第８の３の注中「第９」を「第８」に改め、同表第８の４中「130単位」を「320単位」に改め、同表第８の５のロの次に次のように加える。

ハ　医療連携体制加算(Ⅲ)　500単位

ニ　医療連携体制加算(Ⅳ)　100単位

別表第８の５の注１及び注２中「ただし、」の下に「１のロの医療型短期入所サービス費若しくは１のハの医療型特定短期入所サービス費の算定対象となる利用者、」を加え、「第12」を「第11」に改め、同５の注２の次に次のように加える。

３　ハについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰（かくたん）吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員１人に対し、１日につき所定単位数を加算する。ただし、１のロの医療型短期入所サービス費又は１のハの医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は、算定しない。

４　ニについては、喀痰（かくたん）吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰（かくたん）吸引等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。ただし、１のロの医療型短期入所サービス費若しくは１のハの医療型特定短期入所サービス費の算定対象となる利用者又はイ若しくはロの算定対象となる利用者については、算定しない。

別表第８の８の注中「平成24年３月31日」を「平成27年３月31日」に改め、同表第８に次のように加える。

９　緊急短期入所体制確保加算　40単位

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所（空床利用型事業所（指定障害福祉サービス基準第115条第２項に規定する空床利用型事業所をいう。10において同じ。）を除く。）において、指定短期入所を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。ただし、当該事業所において、連続する３月において10の緊急短期入所受入加算を算定しなかった場合には、当該連続する３月の最終月の翌月から３月の間に限り算定しない。